

日本環境共生学会 学会賞募集のお知らせ

2023 年度日本環境共生学会学会賞の候補者を募集します。

募集する学会賞の種類は、次のとおりです。

<論文賞，奨励賞（授賞時満 40 歳未満の方），著述賞，環境活動賞，環境共生功労賞>

応募の際には、「日本環境共生学会学会賞規程」をご覧ください、下記応募要領にしたがって、応募書または推薦書をご提出ください。

なお、学会賞規程、応募書ならびに推薦書の様式は、学会 HP (<http://jahes.jp/>) からダウンロードして、入手も可能です。

<募集期間： 2022 年 11 月 1 日～2023 年 4 月 30 日>

応募書または推薦書の提出は、2023 年 4 月 30 日必着でお願いいたします。

2023 年度日本環境共生学会学会賞応募要領

(常務理事会制定)

1. 適用

この要領は、日本環境共生学会（以下、本学会）が、2023 年度において表彰する日本環境共生学会学会賞（以下、学会賞）候補者の募集に適用する。

2. 募集する学会賞の種類

2.1 優れた学術的貢献をなした会員を表彰するため学会賞として以下を募集する。

- (1) 論文賞
- (2) 奨励賞
- (3) 著述賞

2.2 広く環境共生活動に顕著なる貢献をなした個人または団体を表彰するため学会賞として以下を募集する。

- (1) 環境活動賞
- (2) 環境共生功労賞

3. 受賞資格および授賞対象等

3.1 論文賞

論文賞は、環境共生学の進歩、発展に著しく寄与した優れた研究業績としてその意義や貢献が多大であると判断される研究論文の著者である会員を表彰する。論文賞授賞にかかわる研究業績は、2020 年度以降に本学会の機関誌に論文として掲載され、公表されている

論文であること。

3.2 奨励賞

奨励賞は、将来性を十分有すると判断できる環境共生に関する萌芽的論文の著者である会員を表彰する。奨励賞受賞者は、その授賞のとき満 40 歳未満であること。奨励賞授賞にかかわる研究業績は、次のいずれかひとつを満たしていること。

- (1) 2020 年度以降に本学会の機関誌に論文として掲載され、公表されている論文であること。
- (2) 奨励賞応募者によって執筆された学位論文であること。
- (3) (1) (2) 以外の奨励賞にふさわしい研究論文であること。

3.3 著述賞

著述賞は、環境共生学の進歩、発展に著しく寄与した優れた著作、論説、解説、事典の著者である会員を表彰する。著述賞授賞の審査対象とする著作物は、2019 年度以降に出版もしくは公表された研究図書、教科書、辞書、事典もしくは用語集であり、その出版または公表の形態は、印刷による製本の形態または CD 等の電子媒体であって恒久的なものとする。ただし、その他の著作物あるいはその他の出版または公表の形態であっても、学術賞選考委員会が著述賞としての表彰に値すると認めたものはこれに含めることができる。

3.4 環境活動賞

環境活動賞は、継続的な活動により環境改善に貢献しているものと判断される学校、企業、団体等を表彰する。

3.5 環境共生功労賞

環境共生功労賞は、本学会または環境共生学の進歩、発展に著しい貢献をなしたる個人または学校、企業、団体等を表彰する。

4. 応募方法等

4.1 学会賞は会員による自薦もしくは、以下の推薦による応募とする。

- (1) 会員による推薦
- (2) 会長による推薦
- (3) 学術・編集委員会による推薦
- (4) 会員以外による個人の推薦

4.2 各賞の応募は事務局備え付けの様式に従う。

- 4.3 (1) 奨励賞は、候補論文が学位論文の場合は、当該論文を応募書類に添えて一部提出する（電子ファイルでも可）。
- (2) 著述賞は該当著作等を、応募書類に添えて一部提出する（電子ファイルでも可）
- (3) 活動賞は、活動を証明する資料（団体 HP、会誌、記事など）を、応募書類に添えて一部提出する（電子ファイルでも可、複数の場合は Zip ファイル形式が望ましい）。

4.4 提出された書類、論文等は、原則として返還しない。

5. 本応募要領または関連する諸規程を適用しても適切な処理等が定まらない事項が発生した場合には、学会賞選考委員会の審議結果に従う。

参考

学会賞は以下の主に評価項目で審査される

- A テーマが時宜を得ており、明確であること
- B 内容構成がわかり易いこと
- C 環境共生に関する学術の進展に寄与するところが大きいこと
- D 環境共生に関する社会の進展および問題解決に寄与するところが大きいこと
- E 他の研究及び自らのこれまでの研究や事例を適切に引用、評価していること